

## < 資 料 >

# 初代フランス特命全権公使ギュスターヴ・デュシェーヌ・ド・ベルクールについて (1)

西 堀 昭

### 目次

1. 序
2. 出生
3. 来日前
4. 来日
5. 日仏修好通商条約批准書交換  
……以上本号……
6. 日本での活動
7. 帰国後
8. 死去
9. 後記  
……以上 XIV-3 (完)

### 1. 序

日本とフランスの関係で最も重要なものの一つは外交である。それは法制・技術・教育・軍事等の前提に外交があるからである。フランス外交代表グロ男爵<sup>1)</sup>と幕府によって結ばれた日仏修好通商条約<sup>2)</sup>の最初の実行者である点、デュシェーヌ・ド・ベルクール<sup>3)</sup>の日本での行動は極めて重要と言わなければならない。

しかし、第2代ロッシュ公使<sup>4)</sup>にくらべて地味な存在であったためか、デュシェーヌ・ド・ベルクールに関しての研究は筆者の知るかぎり皆無である。

これまでの紹介は『外交史辞典』<sup>5)</sup>や『洋学史辞典』<sup>6)</sup>、『世界人名辞典』<sup>7)</sup>、『le Japon et la France, images d'une découverte』<sup>8)</sup>などにあっただに過ぎない。本稿は、デュシェーヌ・ド・ベルクールの生涯を詳細に紹介することによって、フランスの対日外交の原点を明らかにすることを第一目的にした。資料は、パリの外務省の文書館<sup>9)</sup>、東京大学史料編纂所を主として利用したが、出生証書はフランスの区役所<sup>10)</sup>とパリ市

文書館<sup>11)</sup>に問い合わせた。

陸軍三兵伝習(歩兵・騎兵・砲兵)<sup>12)</sup>、横須賀製鉄所<sup>13)</sup>、横浜フランス語学所<sup>14)</sup>という大きなプロジェクトを幕府の親仏派と組み成功に導いたロッシュの貢献が大きければ大きいほど初代フランス公使デュシェーヌ・ド・ベルクールの評価も相対的に大きくなる。全般的に見て幕末からのフランスの対日外交は、グロによって準備され、デュシェーヌ・ド・ベルクールによって徐々に始動し、ロッシュによって具体的に大きな成果があがったという図式が考えられよう。以後、概ね両国の関係は今日に到るまで順調に推移して来たと言える。

それと共に、対日フランス外交を成功に導いたことで軽視できないのは、幕府の親仏派といわれている小栗上野介<sup>15)</sup>、栗本鋤雲(瀬兵衛)<sup>16)</sup>、浅野美作守<sup>17)</sup>の行動である。

幕府とフランス政府の呼吸が完全に一致したからこそ、3大事業である横須賀製鉄所、陸軍三兵伝習、横浜フランス語学所の創設が初めて可能になったことを特に考える必要がある。

これからの研究・調査計画は、フランス外交代表グロ、第2代公使ロッシュ、第3代公使ウートレイ<sup>18)</sup>と続き、幕末から明治初年のフランスの対日政策を総合的に考察する。

国と国との交流は、結局は個人と個人の関係に行き着くことにもなるので、本稿では、研究の第一歩として、フランス外交官に照準を合わせたわけである。

### 2. 出生

ギュスターヴ・デュシェーヌ・ド・ベルクール(Gustave Duchesne de Bellecourt)は1817年2月23日

(文化14年1月8日)にフランスの首都パリ市の旧9区のサン・タントアヌ通り200番地で父ピエール・レミ (Pierre Rémy) ・デュシェーヌ・ド・ベルクール, 母アルフォンス・ガブリエル・ケリュ (Alphonse Gabrielle Quéru) の嫡子として生まれた。出生証書<sup>19)</sup>は次の通り。

「Du vingt-six février, mil huit cent dix-sept, à une heure de relevée. Acte de naissance de Gustave, du sexe masculin, né le vingt-trois du présent, à une heure de relevée, rue Saint-Antoine, N° 200, quartier de l'Arsenal à Paris, fils de Pierre Rémy Duchesne, propriétaire, et de Alphonse Gabrielle Quéru, son épouse, mariés en cette Mairie le dix-huit février, mil huit cent douze, demeurants susdite domicile. Premier témoin: le S<sup>r</sup> Jean, Baptiste Renard, employé, âgé de trente-neuf ans, demeurant rue Royale N° 8, huitième arrondissement de Paris. Second témoin: le Sieur Pierre, Frédéric, François, second clerc de notaire, âgé de vingt-sept ans, demeurant même maison où est né l'enfant. Constaté par moi, Maire du neuvième arrondissement de Paris, et après lecture ont signé. Ainsi signé Renard-Duchesne-François et Pantin, adjoint.」

### 3. 来日前

フランスの外務省に保存されている個人記録 (Dossier, Direction du Personnel) を整理してみるとデュシェーヌ・ド・ベルクルールの略歴は次のようになる<sup>20)</sup>。

デュシェーヌ・ド・ベルクルールは1840年 (天保11) に法学士 (licencié en droit) となり, 同時に見習い弁護士 (avocat stagiaire) となる。2年後の1842年 (天保13) に彼は正式な弁護士となる<sup>21)</sup>。出身大学については彼がパリ生まれなので多分パリ大学の法学部 (Faculté de droit de Paris) と一応考えられる。

彼は1841 (天保12) 年10月に外務省に入ったとみられるが, フランス外務省資料の別の個人記録では外務省に勤務したのが1842年1月1日となっているものもあり結局3つの異なった外務省入りの記載がある<sup>22)</sup>。外務省では初め文書室 (Archives) に定員外のアタッシェ (surnuméraire) として配属されたが, 翌年の1844年11月8日 (天保15年9月28日) に彼は政治局に移る<sup>23)</sup>。定員外のアタッシェの時代は正規の給料は

支払われていなかったとみられる。

1848年6月1日 (嘉永元年5月1日) に同局の書記 (commis) に昇格した彼はこの時正式の外務省の職員となる。ここで初めて正規の給与が支払われる<sup>24)</sup>。結局, 彼が外務省の本省に勤務した年数は6年と4分の1となる。

また, 彼は1846年 (弘化3年) に中国のフランス使節のアタッシェに推薦された事が記録に残っているが, 詳細は不明である。

デュシェーヌ・ド・ベルクルールの来日前の海外勤務をまとめると次のようになる。

1847年 (弘化4) 10月にデュシェーヌ・ド・ベルクルールはオーストリーのウイーンに派遣される。具体的な職務内容は記載されていないので不明。

1848年7月7日 (嘉永元年6月7日) にデンマーク仏公使館の書記官として2度目の外国勤務が決まり, デュシェーヌ・ド・ベルクルールは1854年6月29日 (嘉永7年6月5日) までの6年間に北欧のコペンハーゲンで過ごす。現在のフランス大使館職員の平均的勤務年数の3年からみれば6年の勤務は倍にもなりかなり長い。これがデュシェーヌ・ド・ベルクルールの外交官としての本格的な外国勤務の第一歩となる。

1855年 (安政2) 6月30日 (安政2年5月17日) から1856年8月29日 (安政3年7月29日) までデュシェーヌ・ド・ベルクルールはドイツのフランクフルトのフランス公使館の二等書記官となる。これは前任者ド・ゴビノー (De Gobineau) と交代するための人事であった<sup>25)</sup>。

デュシェーヌ・ド・ベルクルールは, ドイツのフランクフルトのフランス公使館に勤務中の1856年8月30日 (安政3年8月1日) に一等書記官に昇格となり, 1857年4月29日 (安政4年4月6日) までの3年間フランクフルトに滞在した。

1857年4月29日にデュシェーヌ・ド・ベルクルールは中国のフランスの大使館 (Ambassade extraordinaire) の一等書記官に任命され, 約2年間中国に滞在する。

### 4. 来日

『続通信全覧』によれば, デュシェーヌ・ド・ベルクルールの来日はイギリス公使オルコックによって1859年8月14日 (安政6年7月16日) にもたらされた<sup>26)</sup>。

1859年2月2日 (安政5年12月30日) のデクレ (勅

令)によりデュシェーヌ・ド・ベルクールは日本駐節フランス領事館の最初の総領事に任命された<sup>27)</sup>。これが日本とデュシェーヌ・ド・ベルクールの最初の出会いとなった。

「Article 1<sup>er</sup> un Consulat général est établi au Japon, à la Résidence de Edo,... Article 2<sup>e</sup> M. Duchesne de Bellecourt (Gustave), Secrétaire de 1<sup>ère</sup> Classe, emplissant en fonction de 1<sup>ère</sup> Secrétaire à notre Ambassade en Chine, est nommé Consul Général à Yedo.」

更にデュシェーヌ・ド・ベルクールの日本赴任受諾に関する資料は次のようなものである<sup>28)</sup>。

「J'ai reçu la lettre dans laquelle Votre Excellence veut bien me faire savoir que, sur sa proposition, l'Empereur a daigné me donner un témoignage de Sa haute bienveillance en me confiant le Consulat Général qui vient d'être créé au Japon.

Cette marque des bontés de l'Empereur me comble d'une reconnaissance que je m'efforcerai de prouver par mon dévouement à l'auguste personne de Sa Majesté Impériale et par mon zèle pour le bien de son service.

Votre Excellence me permettra-t-elle, en la priant de vouloir bien faire parvenir à l'Empereur la respectueuse expression des sentiments qui m'animent, de lui offrir aussi l'assurance de la vive gratitude que m'inspirent les indulgentes appréciations qu'elle a bien voulu faire de mes services en me désignant au choix dont je viens d'être l'objet?

J'aurai l'honneur de me conformer en tous points aux ordres que Votre Excellence veut bien me donner dans sa lettre du 10 de ce mois.」

なお、鹿島守之助氏が著書（『日本外交史』1幕末外交）の中でデュシェーヌ・ド・ベルクールの任命を安政6年（1859）年4月と記述しているが、それはあり得ない<sup>29)</sup>。このような経緯でデュシェーヌ・ド・ベルクールは、1859年6月12日（安政6年5月12日）にフランスのマルセイユ港を出発し上海経由（7月31日着、和暦7月2日）で1859年9月6日（安政6年8月10日）にパリ外国宣教会（Société des Missions Etrangères de Paris）神父のエマニュエル・ウジェーヌ・メルメ・カション（Emmanuel Eugène Mermet-Cachon, 1828-?）、プリュダンス・セラファン・バルテルミー・ジラルール、Prudence Séraphin Barthélemy

Girard, 1821-1867）と共にフランスの軍艦（コルヴェット艦＝筆者注）デュ・シェイラ（Du Chayla）で来日した<sup>30)</sup>。なお、正式な公使館が完成するまでは東京麻布の濟海寺が総領事館となった。

中国滞在については既に述べたが、結果としては、この中国での2年の経験が伏線となり、1859年2月2日（安政5年12月30日）に彼は江戸のフランス公使館の総領事兼代理公使（chargé d'affaires）に任命される。デュシェーヌ・ド・ベルクールは日本に約5年間もいたことになるが、その間の1861年（文久元年）6月には特命全権公使（ministre plénipotentiaire）に昇格する。なお、幕府への昇格の正式な通告は8月31日（和暦の7月26日）であった<sup>31)</sup>。

デュシェーヌ・ド・ベルクールの信任状奉呈式に関しては『L'illustration』紙の1860年12月29日（万延元年11月18日）号に「1860年9月6日（万延元年7月21日）デュシェーヌ・ド・ベルクールの大君謁見」という記事がある<sup>32)</sup>。そこには謁見の様子がスケッチにより描かれている。

フランス皇帝ナポレオンより幕府へ差し出された信任状は次の通り<sup>33)</sup>。

「吾ナポレオン天命を奉し仏蘭西人の願に依て仏蘭西国の皇帝となり次に記載する書を見る人に恭敬を表す日本と仏蘭西と昨年の条約に随て江戸へ仏蘭西のコンシユルセネラルを任する事なればゲイユスタヘドシエンデベレクルと言ふものの聡明正直敦厚忠心の様子を承知の上にて吾れ其人をコンシユルセネラルの官職に任する証状を致すために日本政府へ次の書簡を奉す 去ればコンシユルセネラルは其書簡によりて条約と条約に添えたる交易の規則に随て相応の職務を処置するものなり夫に依てコンシユルセネラルは其身分に当る威勢と官位に依るべし 然るにコンシユルセネラルは吾が下知に随て日本の開きたる港にコンシユルの代人を差遣すへき権あるべし 其上日本の諸官に願ふは仏蘭西コンシユルセネラルの官位を尊び其職を取行ふに滞らざる様すべし 右証摺として此書翰に吾が印を調せり 夫をハレイス仏蘭西の都府に於て天主の一千八百五十九年四月廿日に書す 爰に仏蘭西皇帝名を記す  
ナポレオン

其次に仏蘭西の宰相名記す ワレスキ」

この信任状提出に当たってデュシェーヌ・ド・ベルクールは、以下のような日本語の私信を添えた<sup>34)</sup>。

「ワタクシ ゲイユスタベ（ギユスターヴ） ドシエ

ン (デュシェーヌ) デ (ド) ベレクル (ベルクル) トイフモノハ  
 ニツボンノエド (江戸) ニ  
 フランスノ クワウテイ ヨリ フランスノ セイフ  
 ノコトヲトリサバク タメニ コンシユルセネラール  
 ノ クラキニ タテラレテ ヲルモノニテ  
 エドノブギヨ (奉行) サマニ ゴレイ (御札) マヲ  
 セアゲルニ (申上げるに) コ、ニアル シヨメンヲ  
 ゴラウジヨ (御老中) ノコウクワン (高官) ニン  
 (人) ヘ アゲワタシナサレト コヒネガウ コトナ  
 リ ワタクシ マタ ブギヨ (奉行) ハ ワタクシヲ  
 モマタワタクシヲ コチ (此地) ヘ ワタシタル フ  
 ランスノ クワウテイノ ドセラ (デュ・シェイラ=  
 Du Chayla) トイフ フネヲ ナニゴトニモ タス  
 ケラルル ヲコ、ロヲシリテアリガタフコトト ヲモ  
 ヒ マスル サラニ ワタクシハ ソノウンゲイ  
 (?) ヲ ホジラントテ (?) ブギヨノコトヲ ア  
 ツク モテハイスル コ、ロヘヲ ヲゾンジ (御存  
 知) ゴザリナサレ ミギノコトヲ  
 エドノウミ (江戸湾) ニ アル ドセラ (デュ・シェ  
 イラ) トイフ フランスノ クワイテイノ (皇帝)  
 イクサブネ (軍艦) ニオイテ  
 一千八百五十九年九月七日ニ カキオイタリ」

「ソレハ ミキニアル フランスゴノ ホンシヨ ヨ  
 リ ヒキヲツシ (写して) テ ソノホンシヨトスコシ  
 モ タガワヌト シヤウコ スルタメ  
 フランスノ コンシユルセネラールハ ジラル (ジ  
 ラール=Girard) トイフ ツウベンカンノ コトバラ  
 シンジ タノンデ (頼んで) ココニソノナヲ シルシ  
 マタコンシユル セネラールノ ヤクシヨ (役所=総  
 領事館) ノ インバン (印判) ヲ オシノセタリ」

少し意味が取りにくいところはあるものの、幕府とフランス政府の交渉の中で日本語のできるフランス人ジラルの果たした役割は今日考えられる以上に大きい。もし日本語のできるパリ外国宣教会の神父ジラルやメルメ・カションを同伴せずにデュシェーヌ・ド・ベルクルが単身で日本へ赴任したら、日仏間のコミュニケーションに大きな進展がみられなかったに違いない。

幕末期には、オランダ語を仲介して幕府は外国と交渉することが多く、当事国の言語のほかにもう一つ間に入る為に、正確に意思の伝達が伝わらない恐れがあった。1世紀以上経った今日でも誤訳などの問題がと

きどき起こるほど言語の外交に占める部分は大きい。こうしてデュシェーヌ・ド・ベルクルは名実ともにフランス外交の最初の推進者となる。これは帰国する1864年(元治元年)5月まで続き彼はフランス対日外交のルールを極東の地日本に敷き、次のロッシュ外交の準備をする。

## 5. 日仏修好通商条約批准書交換

デュシェーヌ・ド・ベルクルの日本での最初でかつ最重要な仕事は日仏修好通商条約の批准書の交換と若干の字句の訂正(意味の確認)であった。

デュシェーヌ・ド・ベルクルは先ず幕府に日仏修好通商条約批准書の交換の任務をもって来日した旨を告げ、さらにその為の日取り、場所を決定するよう求める次の様な書簡を送った<sup>35)</sup>。

「私者ゲイユスタヘドシユンテベレクルと言るものにて日本御老中高官人に恭敬して左の事件を報す 是れ去年十月九日仏蘭西使節と日本御全権方と共に信誼を結び極め置たる条約を仏蘭西の皇帝三世ナポレオンを承領し私を使節として江戸に於て

日本高官と共に其条約を取替すことあり 夫が為 日本政府より高官に任し其高官と私と互に談判の上 日本

大君と仏蘭西皇帝と取極たる条約各々承領せられし確證を示すへき日限並に場所を定むへし ——中略——  
 右者江戸海に在ドセラと言る仏蘭西皇帝の軍艦に於て一千八百五十九年九月六日書す

爰にコンシユルゼネラール館の印を調せり」

これに対して幕府は間部下総守、脇坂中務大輔の名で次のように回答した<sup>36)</sup>。

「貴国九月六日之書翰令披見候今般本条約為取替として遠海無滞渡来之段珍重存候

——中略——

条約為取替日限等者宿寺へ上陸披到候上追而可及打合候拜具謹言

安政六己未八月十四日」

なお、条約批准書交換に関する幕府の対応を感謝すると同時に席次についてデュシェーヌ・ド・ベルクルは次のような書簡を送った<sup>37)</sup>。( )内表記は筆者注。

「己未八月廿九日

ゲイユスタベ (ギユスターヴ) ドセン (デュシェーヌ) デ (ド) ベレクル (ベルクル) フランス

コンシユル ゼネラル ニテ フランスノコトヲ  
 ニツボンニ オイテ トリサバクモノハ  
 ニツボン グロージフ (御老中) エキセルレンシー  
 (Excellence= (閣下)  
 マナベ (間部) シモーサノカミト (下総守) ワキ  
 ザカ (脇坂) ナカツカサ (中務) タユヘ (大輔)  
 ニツボン ハチダワツ 二十六ニチ ギヨウヤクヲ  
 トリカワス ウチニハ ワタクシモツレテ キタル  
 ニンズニモ エキセルレンシー グロージフヨリ アツ  
 ク トリアヅカリマシタルニ ヲキニアリガトゴ  
 ザリマス モットモ ソレニ コ、ロツカルベキ  
 トコロアリ コレハ ワタクシハ タクヘカヘリ ケ  
 ツコークワビノシナ ミアートルニヒト ツグルニ  
 ワタクシト ニンスートノ タメニ ソナヘタルガ  
 ワキザカ ナカツカサノタイウノ ヤシキニ ライテ  
 ソノ シヨクモツヲ タベラレヌユエ セイフヨリ  
 ワタクシ イヘニ ワタクシダ サツタト キ、ヲ  
 モーニハ タコクジンハ カウシヨウ シラン タ  
 ツベンヲ モツテ ヤ、ワカツテ カネテ ソノタ  
 ケ アツキヲ タシカニ ゾンジラネハ シンハイ  
 ト スペシ イマ ミギノ セキフヨリ クダサツテ  
 アルシヨクモツヲ グロージウヨリ ワタクシトモ  
 ラクル オンコ、ロエヲ オソクゾンジマスル エキ  
 セレンシー グロージウノ マヘニ ラヒテ ミヨガ  
 トシテ タベラネハ ナランコトアリ モットモ カ  
 ネテ ヲコ、ロヲ ウケタマハラン コトアリ  
 マタ ソノヒノ シマイハ コトヲ トリサバク シ  
 マイト ヲモヒシユヘ ランコ、ロヲゾンジマセヌ  
 コトアリ コノホーヨリ ナンノヲ ランレイヲ シ  
 ラトス コ、ロナシトシンジナサレ ソレニツキテ  
 モシ ハジメテ ニツボンニ ラルセツニハ コ、ロ  
 ズカレズシテ ニツボンノレイギニ タガウトキハ  
 イカニモ コノホーヨリ ソノ モトノランギヲ カ  
 ロクナス コ、ロ ヲモフベカラズ コノマイ スデ  
 ニ エキセルレンシーノ アナタサマニ マーシアゲ  
 (申上) タテマツル トラーリニ フランス コーテ  
 イノコ、ロエニハ ニツボンニオキテ フランスノコ  
 トヲ トリサバクモノハ ニツボンノ セイフニ タ  
 イシテ ギシンノ クライヲ カロク セズシテモ  
 チヨド ギシン ヲモーガ ゴトク イツモ アツク  
 テイネイヲナスベシ ヲーロツパト ニツボント  
 フーヅク アイタガワサルカ モシ ダイジノギ ア  
 ラバ

シ、ヤキタツテ (先立って) マモルベキ レキヲ  
 コトゴトク カネテ ツゲシラセマセバ ツキブン  
 タレヲモ カロウセザル ヲーニ  
 フーヅクヲ アラワスベシ ソレニツイテ ユエバ  
 ワタクシガ エキセルレンシー グロージウノ ランマ  
 イヘ マゼステ (Majesté=皇帝陛下) フランス コー  
 テイノ イクサフネノ (軍艦) シクワンヲツレテ  
 マイリ ソロセツ (候節) タトエ ソノシクワンノ  
 (士官の) ニンズ クライナド (人数, 位等) ヲ  
 イチイチ ワケテ ツゲテ ヲリソーラエ又イツレノ  
 ヘヤニ ラルベキカト タツネヲリ ソーエトモ (候  
 得共) ソノモトヨリ タレモ マモルベキレイヲ  
 カネテ シラス コトハ ナシ モシ ヒトビトノ  
 ラルベキ トコロヲ サシミセル ニツボンジンハ  
 エキセルレンシー グロージウノ ランマイニ ツレ  
 テ マイルベキ シクワンノニンズ コトヲ トリ  
 アツカーヘヤニト、マル ベキ アヒダ ナドヲ ワ  
 タクシニシラセソーラキバ ズイブン ソノ レイニ  
 マカセテ マチガイ ナカルベシ カツソノ トキノ  
 マチガイハ エキセルレンシー グロージウモ フラ  
 ンス シクワンモ ウタガイナク シンハイナリ イ  
 チゴンニシテ マモルベキ レイヲ ツゲシラセンコ  
 トヲ コイネゴー 又ミギニ カキアゲシトヲリ ナ  
 ニゴトニモ マゼステ フランス コーテノ コト  
 ヲ トリサバクモノ、 シヤクレイヲ カロンゼザル  
 ヲウニ マセステ ニツボンノ

タイクノ コークワン ニンヲ タツトビ ウヤ  
 モーベシ サヨウナレバ ソウホウヨロコブ ベキコ  
 トナリ ミキノ ダンハン (談判) ナスニハ タダ  
 エキセルレンシー アナタサマノ ランコ、ロニカナ  
 フ ココロ アリテ イタスト ゾンズベシ ハキグ  
 キンゲン 一千八ツヒヤクゴヂウクネン クダワツ  
 ギウヨツカ

フランスホンシヨウ (本書) ニアタル (当たる)

ケイユスタベ ドセン デ ベレクル」

このような経緯があって安政6年8月26日 (1859年  
 9月22日) に幕府側代表酒井忠行との間で条約の批准  
 書の交換が無事行われた<sup>38)</sup>。

「己未八月廿六日

大日本帝国

大君の全権と仏蘭西

皇帝の全権と安政五年戊午九月三日江戸府に於て日本  
 語及び片仮名文仏蘭西文阿蘭陀文にて取極調判せし条

約本書為取替のため会合し  
大君奥印ありしと  
皇帝奥印ありしと照応し相違なきにより相当の礼儀を  
整へ江戸府に於て取替すもの也  
右證據として雙方の全権此書面式通に名を記し調印せり

安政六己未八月廿六日

酒井 隠岐守 花押

ジュ, シェスヌドベルクール手記」

(未完)

### 「注」

- 1) ジャン・バチスト・ルイ・グロ = Jean Baptiste Louis Gros, 1793-1870.
- 2) *Traité de Paix, d'Amitié et de Commerce entre le Japon et la France* は22条から成っている。「仏蘭西皇帝と日本大君と信誼を結び両国の人民交易を通し其交際の永く替らずして両国の為利益ある交易の条約を定んと欲して仏蘭西皇帝より全権の使節ジュワン (ジャン=筆者注), バベティステ (バティスト=筆者注), ルイス (ルイ=筆者注), ゴロ (グロ=筆者注) ノカミ (守=筆者注) を遣し日本大君は其事を水野筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後守野々山鉦蔵に命し雙方委任の書を照応し左の条約を決定せり」という序文に始まる。ここでは第一条のみ記すと次のようになる。「仏蘭西国と日本国と共々親睦なるへし仏蘭西国の人日本に居留せは其人々を日本に於て懇に扱ふへし 日本国の人仏蘭西国に居留せは仏蘭西国に於ても又懇に扱ふへし」(『幕末維新外交史料集成』第4巻, pp. 467-71. 東京大学史料編纂所蔵)。  
なお、此の条約と同時に「貿易章程」(7則)が作成された(前掲史料 pp. 471-74)。
- 3) 彼の姓名の姓をこれまでド・ベルクール, 名前をデュシェーヌのように理解していたが、フランス側の資料(外務省資料他)によりそれが間違いであることがわかる。また、単にベルクールというのも日本では使用されているのでこの際これも全て改めなければならない。日本政府法律顧問のポアソナード・ド・フォンタラビーをド・フォンタラビーとしたら間違いで人名辞典をこれでは引けないことになる。もっともフランスの資料でも M<sup>r</sup> de Bellecourt としているものも見られる (Correspondance avec le Ministre de la Marine du N° 288 au N° 541 = フランス海軍歴史資料館資料)。  
本人の署名は全て Duchesne de Bellecourt である。また、P. de Chesne (『日本外交史辞典』p. 917) の P. は間違いで P. は G. (Gustave) としなけれ

ばならない。[En marge est écrit: par jugement rendu au tribunal civil de première Instance de la Seine, le dix-neuf Décembre, mil huit cent quarante-quatre, et transcrit le onze Janvier suivant au registre 114 N° 52 des naissances de cette Mairie, il a été ordonné qu'en marge de l'acte ci-contre mention sera faite que *par erreur le père a été appelé Duchesne au lieu de l'être Duchesne de Bellecourt*. Cette mention a été faite le même jour par nous, Maire du neuvième Arrondissement de Paris. Ainsi signé: Martinon, adjoint. Copie conforme le 15 Juin 1855]. この出生証書の欄外に記載された文からも Duchesne de Bellecourt とわかる。

なお、石井孝著『明治維新の国際的環境』(吉川弘文館, 昭和32)や鹿島守之助著『日本外交史』第1巻——幕末外交(鹿島研究所出版, 昭和45)でも姓を2つに分け Duchesne を名前, De Bellecourt を姓としている。日本の文献でも「ゲイユスタヘドシユンデベレクル」という表記がいくつか条約関係文書に見られるので、これを注意深く読めば, Gustave Duchesne de Bellecourt と言うフルネームに気がつく。

- 4) ミッシェル・ジュール・マリー・レオン・ロッシュ = Michel Jules Marie Léon Roches, 1809-1900年。没年は1901年と言われていたが、数年前に桐朋学園短期大学部助教授の中山裕史氏によって彼の没年が1900年であることが判明。この成果は1992年に刊行された『日本外交史辞典』(山川出版社)などには全く採り入れられていない。筆者もその新事実を昭和63年8月発行の『明治村通信』(明治村東京事務所)や『日仏文化交流写真集』2集(1990年, 駿河台出版社)で紹介させていただいた。残念ながらそれらは編集者の目にとまらなかった。そこに辞典編纂の限界があるのかも知れない。
- 5) 近年は研究・調査発表の数が多く、それらの全てに編集者の目が届かないのはやむおえないとはいえ、基本的な事柄なのできわめて残念である。
- 6) 日蘭学会編。雄松堂刊。p. 644.
- 7) 「19世紀フランスの外交官, 1859 (安政6)年駐日総領事に任命され、軍艦デュ・シェイラ号で、宣教師のジラル、通訳カッションなどとともに来日。後に弁理公使となる。幕末の国情不安定、政論沸騰の中をイギリス公使オールコックと行をともにして活躍し、生麦事件発生に際しては、日英間の調整に力をつくした。64年帰国」(東京堂書店)。ここでは姓が単にベルクールとなっているほか、フランス語の綴りの Duchène も間違っている。尚、「幕末の外交」大塚武松『日本歴史』N°7, p. 24に「ヂュ・シャグラ Du Chagla」とあるのは g と y を読み違えたものである。フランス外交文書、例えば1859年9月18日の江戸到着直後に書かれたデュシェーヌ・ド・ベルクルの書

簡に「Du Chayla」という文字がはっきりと読み取れる (「Correspondance commerciale: Yedo, 1859-1861. Tome 1=東京大学史料編纂所, 横浜開港資料館所蔵). 勿論, 『Illustration』紙中でも A.Noël が「Du Chayla」と表記. また, フランス大使館付武官ミッシェル・ベック (Michel Bec) 氏からデュ・シェイラという読みとこの船の名前が人名から来ているという御教示があった. ここに厚くお礼を申しあげる. なお, 現在刊行中の最新の本格の人名辞典『Dictionnaire de Biographie Française』(Librairie Letouzey et Ané, rédigé par Roman d'Amat et R. Limouzin-Lamothe) にはデュシェーヌ・ド・ベルクールは採用されていない.

- 8) Publications Orientalistes de France. 1974. pp. 35-9. デュシェーヌ・ド・ベルクールの記述にはフランス外務省の資料が利用されている.
  - 9) Archives du Ministère des Affaires Etrangères, 37, quai d'Orsay. Paris 7<sup>e</sup>. 日本関係では公式外交記録である Correspondance politique: Japon が特に重要である.
  - 10) Mairie du 17<sup>e</sup> Arrondissement (Etat-Civil). 古記録は別に保管=注<sup>11)</sup>を参照.
  - 11) 71, rue, du Temple Hôtel de Saint Aignan. また Archives du département de la Seine et de Paris は 30, rue Henri 1V. Paris 4<sup>e</sup>.
  - 12) 幕府陸軍の近代化のためにフランスからシャノアヌ参謀大尉以下15人が横浜・東京(江戸)で軍事教練をした. 慶応2年12月8日に来日, 幕府の瓦解直前に帰国. 一部のフランス人軍事顧問は残留して明治政府に協力した者がいるほか, 再来日し明治新政府に雇われた者もいた(ウジェーヌ・マルラン, Eugène Marlin など).
  - 13) 横須賀製鉄所は, 幕府がフランスの協力を得てなし遂げた最大のプロジェクトでフランスからエコール・ポリテクニク (Ecole Polytechnique) 出身の優秀な造船技師フランソア・レオン・ヴェルニー (François Léonce Verny, 1837-1908) を所長に迎え, 日本海軍の礎となったが, 日本の自然科学教育の源流の一つともなった. また, 横須賀製鉄所の出張所のような横浜製鉄所 (L'Atelier de Yokohama) が慶応元年に横浜に設立され, 艦船の修理, 生野鉱山設備 (ボイラーなど) において日本の近代化に少なからず寄与した (拙稿「横浜製鉄所の成立について」『日仏文化交流史の研究』pp. 343-55. 駿河台出版社 1988).
  - 14) レオン・ロッシュの助言で前記2つのプロジェクトとの関連で横浜に創設され, ここから多くの優れた人材が輩出した. フランス語の文献では Collège français-japonais.
  - 15) 横須賀製鉄所や横浜製鉄所などの設立に積極的に動き, 日本の近代化に貢献したが戊辰戦争で逮捕され養子の又一とともに斬首された. 親仏派の中
- 心的存在で幕府の薩長に対する徹底的抗戦論者であったが, 日本の将来に目を向けていた一人. 軍艦奉行 (元治元年-慶応元年), 歩兵奉行 (文久2年-同3年), 御勘定奉行 (文久2年-同3年, 元治元年, 慶応元年-明治元年) などを歴任 (『江戸幕府役職集成』増補版. 笹間良彦. 雄山閣. 昭和62年. pp. 217, 398, 404).
  - 16) 小栗上野介と組んで幕府建て直しに寄与したが, 横須賀製鉄所, 陸軍三兵伝習, 横浜フランス語学所の全てにかかわった. フランス公使の秘書官メルメ・カションとはフランス語と日本語の交換教授をするなど旧知の仲. 外国奉行 (慶応2年11月4日-同3年6月5日), 軍艦奉行 (慶応元年11月11日-同2年1月8日), 御勘定奉行 (慶応3年-?) などを歴任 (前掲『江戸幕府役職集成』. pp.217, 398). 函館奉行 (慶応3年6月-?) (『明治維新人名辞典』吉川弘文館. p. 370).
  - 17) 栗本・小栗を支えていた人物. 外国奉行 (慶応2年9月27日-同2年10月15日), 陸軍奉行 (慶応3年-明治元年), 御勘定奉行 (慶応2年-同3年) などを歴任 (前掲『江戸幕府役職集成』増補版. pp. 217, 398, 403-4). 神奈川奉行 (『幕末外交』『日本外交史』第1巻. p. 103. 鹿島守之助著).
  - 18) Ange Georges Maximilien Outrey, 1822-1881. イラクのバグダッド生まれの外交官. ロッシュ公使の後任. Maximilien を略してMaximeと表記する場合が多い. 本人の署名もマクシム・ウートレイ (Maxime Outrey).
  - 19) パリ第9区役所に問い合わせたところ, Le Service des Archives de la Ville de Paris (18, bld Sérurier 75019 Paris) に直接コンタクトをとるよう連絡があり, その結果出生証書が入手できた. 「Extrait du Registre des Actes de Naissance」9<sup>e</sup> Mairie). (出生証書要旨) 1817年2月23日パリ市海軍工廠地区サン・タントアヌ通200番地で午後1時に生まれたピエール・レミ・デュシェーヌ (地主) と妻アルフォンス・ガブリエル・ケリュ (1812年2月18日 (文化9年1月6日) に当市役所において結婚, 前期住所に居住) の嫡子ギェスターヴの出生証書が1817年2月26日 (文化14年1月11日) 午後1時に作成された. 第一証人: ジャン・バチスト・ルナル (パリ8区ロアイヤル通8番地居住, 勤め人, 39歳). 第二証人: ピエール・フレデリック・フランソア (2級公証人, 27歳, 嫡子と同住所). パリ第九区役所区長によって確認, 証書朗読の後, ルナル, デュシェーヌ, フラソア, パンタン (助役) が署名した.
  - 20) Correspondance Politique: Japon. 一連の個人記録 (Dossier personnel).
  - 21) フランス外務省資料. なお, この資料には整理番号は殆どなく, ただ雑然と入っているだけで, 間違いが起る可能性があり, 整理が急がれる.
  - 22) もう一つの別の記録によれば1843年1月1日=手

- 書きで下書きと見られる「Le Directeur des Affaires Politiques au Département des Affaires Etrangères」には「Attaché surnuméraire aux Archives du Dépt (département=筆者注) du 1<sup>er</sup> Juin 1843 au 8<sup>9<sup>bre</sup></sup> (septembre=筆者注) 1844と記載されている。
- 23) フランス外務省資料. 別の記録によれば9日.
- 24) 資料に Attaché payé と記載されている.
- 25) 「M<sup>r</sup> Duchesne de Bellecourt (Gustave), secrétaire de notre Légation à Copenhague est nommé en la même qualité à Francfort en remplacement de M<sup>r</sup> de Gobineau. (Extrait du décret du 30 juin 1855. Article 2, フランス外務省資料).
- 26) 『維新史料綱要』第3巻. p. 194. 「己未七月十六日 千八百五十九年八月十四日江戸に於ける貌利太泥亜コンシエラートゼネラル 末に名を記する処の日本に於る貌利太泥亜の女王殿下閣下に次件を報告す ホーグウエルゲボーレンヘル尊称デルクールト (人名) 船にて不日江戸に来るべき告知を知り得たり 吾考ふるに事務宰相本人の為相応の居所を設くるべき命を与ふべき故前条の事を知らんと欲せしなるべし」(横浜開港資料館所蔵『続通信全覽』類輯之部三. 礼典門礼儀門. p. 599).
- 27) フランス外務省資料. (要約) 第一条 日本国江戸にフランス総領事館 (総領事職) が創設された... 第二条 デュシェーヌ・ド・ベルクール (ギュスターヴ) 在中国大使館一等書記官は江戸のフランス総領事に任命された.
- 28) フランス外務省資料. (要約) 閣下のご提案により日本に最近創設された総領事館が私に委ねられるという皇帝陛下の温かいお言葉をお知らせ下さり光栄に存じます. この皇帝陛下のご厚志に私は感激すると共に皇帝陛下に対し精一杯努力し皇帝陛下の期待に応えたく存じます. 皇帝陛下に私の心からの感謝の気持ちをお伝え下さるよう, また, 任務を完遂するための私の決意を皇帝陛下にお伝えくだされば幸甚です.
- 29) 前掲『維新史料綱要』巻3, 維新史料編纂事務局. 昭和16年. 目黒書店. p. 203. 「その後安政6年 (1859年) 4月, フランス政府はベルクールを初代の日本駐在総領事兼外交代表に任命した」(p. 189). ここでの外交代表は多分フランス語の chargé d'affaires を指していると思われる (『幕末外交』鹿島守之助, 鹿島研究所出版会. 昭和45年. p. 189).
- 30) デュシェーヌ・ド・ベルクールの来日の日付は, デュシェーヌ・ド・ベルクールのフランス外務省宛の書簡から明白である. 「J'ai eu l'honneur d'informer Votre Excellence dans mes dépêches N<sup>os</sup> 4 et 5, sous le timbre Direction Politique et les dates du 10 et 16 courant, de mon arrivée à Yedo le 6 septembre, à bord du "Du Chayla" de ma première communication tant avec les Autorités locales qu'avec mes collègues et des appréciations générales que ceux-ci m'avaient données sur la tendance réactionnaire du Gouvernement actuel du Japon relativement à l'exécution des traités.」. また, 1859年9月10日江戸発信の書簡には「Je profite d'une occasion qui s'offre à l'improviste par le départ d'un navire de commerce de Kanagawa pour informer Votre Excellence que je suis arrivé à Yedo sur le "Du Chayla" le 6 de ce mois. (Correspondance politique: Japon Tome 1, N<sup>o</sup> 113, à monsieur le Comte Walewski, Ministre et secrétaire d'Etat au Département des Affaires Etrangères). なお, 「昨十三日仏蘭西船壹艘品川沖に入津致し候に付諸事先達而外国船停泊中振合に相心得候様向々に可被達候」(大目付, 御目付に差し出された中務大輔の報告 (安政6年) 己未8月14日付書簡) では1859年9月9日の入港となっている (『幕末維新史料集成』第4巻. p. 475). また, 前掲『維新史料綱要』巻3. p. 203の1859年8月10日 (安政6年9月6日) の項に「仏国総領事「ドゥ・ベルクール」de Bellecourt 軍艦「デュ・シャイラ」ニ搭ジ品川ニ来タリ」とある. 到着日に関しては名前と同様日本側の資料に若干の間違ひがある. フランス側の資料を簡単に見ることができるようになった今日, このような基本的事項のミスは間もなく無くなると思われる.
- 31) 『維新史料綱要』巻3. p. 479. 「ベルクール, 全権公使ニ昇任スルヲ通告」(『続通信全覽記事』).
- 32) 横浜開港資料館刊『イリュストラシオン』第1集 (『Recueil des articles de l'Illustration sur le Japon, 1843-1905』). p. 38.
- 33) 『幕末維新史料集成』(第4巻. 外務省蔵版. 維新史学会編. pp. 541-2 「日本江戸ヘゲイユスタヘトシエンドベレクルと言る人を仏蘭西のコンシユルゼネラルに任したる証状」). 横浜開港資料館所蔵『続通信全覽』類輯之部三. 礼典門礼儀門. p. 602.
- 34) 前掲『幕末維新史料集成』第4巻. p. 542 「仏蘭西コンシユルゼネラルここに姓名を記し又コンシユルゼネラル館の印を調せり夫をコンシユルゼネラルはジラルと言る通弁官の言葉を信じ頼んで証拠とす」. 前掲『続通信全覽』類輯之部三. 礼典門礼儀門. pp. 601-2.
- 35) 前掲『幕末維新史料集成』第4巻. p. 475 「条約交換ノ任務ヲ蒙リシヲ告ル「トセンチベルクル」の書翰」. 横浜開港資料館所蔵『通信全覽』II. p. 113.
- 36) 前掲『幕末維新史料集成』第4巻. p. 475 「右ニ答ル閣老ノ返翰」. 前掲『通信全覽』II. p. 113.
- 37) 前掲『幕末維新史料集成』第4巻. pp. 475-7. 「閣老へ条約交換ノ際饗宴を宿寺へ贈ラレシヲ謝シ且士官座席の異ナルヲ疑問スル「ドセンチベルクル」の書翰」.

38) 前掲『幕末維新史料集成』第4巻 p.475-7.前掲  
『維新史料綱要』巻3. p. 208「外国奉行酒井忠  
行, 仏国総領事「ドゥ・ベルクール」ト会シ条約

本書ノ交換ヲ了ス」『日本外交史』(1)(幕末外  
交. 鹿島守之助著. 鹿島研究所出版会. p. 189).

[にしほり あきら 横浜国立大学経営学部教授]